

令和7年度第2回伊勢原市人権施策推進委員会 会議録

〔事務局〕 人権・広聴相談課

〔開催日時〕 令和7年9月9日（火曜日）午後2時～午後3時55分

〔開催場所〕 伊勢原市役所分庁舎（こどもみらいプラザ）2階 会議室

〔出席者〕

（委員） 押久保委員、杉山委員、足立委員、石塚委員、井田委員、
早乙女委員、藤川委員、福田委員、小沼委員

（事務局） 市民生活部長、人権・広聴相談課長、ほか職員2名

〔公開可否〕 公開

〔傍聴者数〕 0人

〔配付資料〕

- 資料1 主な取組の実施状況と各委員から寄せられた意見、意見等に対する考え方
- 資料2 伊勢原市人権施策推進指針(改定版)に係る令和6年度の取組に関する点検・評価の結果報告書（案）

《審議の経過》

1 開会

○委員長挨拶

2 議題

（事務局）

○人権施策の点検・評価報告書作成に向けた流れについて説明した。

○資料1について、人権施策推進指針（改定版）に記載している12の施策分野に係る令和6年度の取組状況に対する、委員からの意見等への回答に関し、意見等を求めた。

（委員）

○それでは、1 基本的施策の推進（1）人権教育・啓発の推進から2 分野別施策の推進（5）同和問題までについて、確認していきます。

○バリアフリー映画会は、映像資料が有償となったのでやめたということですが、有償であると、財政的に難しい状況でしょうか。

○前回の会議でもお話ししましたが、活弁士の団体を知っています。無償でやってもらえるかは分からないので、確認して無償でできるようでしたら、事務局へお知らせします。

(委員)

○実際に、障がい者だけじゃなくて、日本語を勉強したい外国人にも、役立つレベルだと思います。

(委員)

○映画の中には、最初からバリアフリーを目的に作られたものもあります。そうすると、音声も字幕もついているというのもありますので、その辺りを探してもらえると良いと思います。

(委員)

○賛同団体を募って、実行委員会のようなものやそういう仕組みを作っていくのは、どうでしょうか。障がい者関係のボランティアのようなもので、無償で提供することができるところが、ありそうな気がします。

(委員)

○関連でお話ししますと、シティ・ライツという団体があります。バリアフリー映画を作っているというか、音声をつけています。問い合わせさせていただくと良いと思います。

(委員)

○まずは、諦めないで予算化してもらいたいと思います。
○私は、ライオンズクラブに加入していますが、ロータリークラブの皆さんも、いろいろと援助・協力ができるかと思っています。

(委員)

○予算にこだわらず、チャレンジして行ってほしいと思います。
○他の項目では、何かありますか。
○無いようであれば、防犯カメラについて、前回の意見は私が出しました。
○その回答として、「市内の設置場所の情報を広く公開することは、犯罪の発生に影響を及ぼす可能性があるため、設置場所一覧は公表しておりません。」とありますが、設置場所を知らせると、犯罪の発生にいかなる影響があるのでしょうか。

(事務局)

○伊勢原市は、比較的治安が良く、駅前の繁華街などではなく、大きな幹線道路の交差点などの交通の多いところに設置していることが多いです。
○回答にも記載しましたが、設置するときは必ず警察と協議しています。事前に知らせることによるデメリットというのは、犯罪の逃走経路として、そこを避けて通るようなことに使われるのではないか、ということが挙げられます。
○それぞれの場所には、設置していることを表示していますが、事前に図面上で防犯カメラがあるということは、公表していません。

(委員)

○今のお話しですと、犯人が逃走経路で、あらかじめここは防犯カメラがあるから避

けようとするとのことですが、本当にそうであるか疑問に思います。

○犯罪を起こそうという人は、計画的な人と衝動的な人がいますが、犯罪を起こして、逃走経路で防犯カメラがないところを考える人は、そんなに多くはないと思います。

○反対に、カメラがあるから止めようという気持ちになった、というのは本当によくあると思います。

(事務局)

○おっしゃる通り、カメラがあることで止めようという気持ちになった、という抑止効果はあると思います。

○警察としては、犯罪があったときに、いち早く犯人を捕まえられるような場所に、カメラがあると良いというところで、協議して設置をしている状況です。

○データの保存についても、これまでは、各防犯カメラにSDカードが差し込まれており、必要なときに抜き取って、パソコンに繋いで映像を読み込むというやり方をしていました。今は、クラウドで保存できる形になっています。

○警察の犯罪捜査に使うときには、必要な場所だけ見てもらうというやり方をしているので、随時監視しているような状況ではありません。

○データも、数日で上書きされます。

(委員)

○市内で、何台くらい設置されているのでしょうか。

○また、国の方針や基準として設置することなどに関しては、何かあるのでしょうか。警察や市民からの要望はあるのでしょうか。

(事務局)

○今、正しい数を把握していないのですが、50台もありません。壊れたものを入れ替えるところに、予算を使うこともあります。

○また、国の方針や基準はなく、市として判断しています。警察からは要望というよりも、市の情報だけでは一番効果的な場所が分からないので、相談して設置しています。もちろん市民からの要望もありますが、プライバシーの問題も考えなければなりません。

(委員)

○本当に、いろいろな考え方があると思います。

○委員より、伊勢原大山インターチェンジ近くのトラックの路上駐車に関する情報提供があった。

○路上駐車があるところにも設置して、対策を考える必要があるのではないかと思います。

(事務局)

○まずはカメラの設置というより、看板などを設置して、停めてはいけないことの周知から始まると思います。トラックの駐車スペースがないということになると、国土交通省などが、考えていかなければならないと思います。市に要望があれば、国に要望していくということをやっていく必要があると思います。

(委員)

○停められる場所がないのに、追いやるだけでは、解決になりません。

○広い連携を取りながら、問題の解決に尽くしていただけるのであれば、防犯カメラの使い方としては、一つはあるのかなというふうには思います。

(委員)

○実は、後半部分に若干問題と認めてるところがあります。「防犯カメラの映像については、警察の捜査協力等、法令に基づく場合や公共の利益のために必要と認められる場合のみ利用している」ということです。法令に基づく場合は、問題はありません。次に、公共の利益のためとありますが、公共の利益という表現が、抽象的であります。

○最近の最高裁の判例でも、公共の福祉とは、いかなる公共の福祉かということ、きちんと述べて、人権を上回る利益が本当にあるのかと審査して、上回る利益がなければ、その措置を憲法違反とするという方向に、変わっています。

○公共の利益のためということは、あまりにも抽象的過ぎると思いますので、具体化して記載してほしいというのが、私の要望であります。

○なお、ドイツでは、警察の使ったものに対して、第三者機関がその使い方が正当だったかということ、審査するという制度があります。これは、国家のレベルでそういう制度を作るということのため、少しずつ前進するしかありません。

(委員)

○正当な使い方なのかどうか、警察のやり方をチェックする機関というのは、日本にはあるのでしょうか。

(委員)

○確か、なかったと思います。

○日本で、いわゆるGPS捜査という、本人に分からないところで車にGPSをつけて、捜査するということに対して、違法だと最高裁の判決も出ています。

(委員)

○国の仕組みの問題として、きちんとチェックするような機関というのは、不可欠だと思います。

(委員)

○それは、その通りだと思います。

○他は、何かございますでしょうか。

(委員)

○ハラスメントの項目で意見を出しました。回答を見ていると、「成り済ましで支援や保護のスキームを聞き出すことを防ぐとともに、被害者と加害者が鉢合わせするようなことが無いよう」に、するとあります。ニュースで男性被害者の相談割合が増えていると聞きました。加害者が本当に装って来ることがあるのでしょうか。

(委員)

○被害者の男性の相談を受けて救済するというプラスの面と、成り済ましで支援や保

護のスキームが分かるというマイナス面を考えると、男性の相談を受け付けて、被害者を救う利益の方が大きいのではないかと感じられますが、いかがでしょうか。

○あえて女性だけというのを考えると、女性の方が、被害者が多いのは事実だと思うので、女性だけしか来られないということで行きやすいなど、そういう利点はあるかもしれません。

○相談窓口の在り方について、委員により意見交換を行った。

(事務局)

○市の対応としては、女性相談員という形で、女性の相談を受ける人を専門において、被害者支援を行っています。今回の意見もフィードバックしながら、男性の声が実際あるのか、また、別の相談の方に来ているのかなど、市全体の状況を聞きながら、やはり市としてやらなければならないのであれば、窓口を作っていく必要があると思います。

(委員)

○男性も相談をしやすいように、窓口の設置について、今後考えていただきたいと思います。

○では、後半の2 分野別施策の推進(6) 外国人以降の項目について、意見や質問はございませんでしょうか。

(委員)

○回答で、日本語教室のことなどがありますが、もっと前の段階でアクションを取っていただきたいです。

○転入手続きの際に、会社側へ講座や教室があることを、伝えることはできないでしょうか。

○行きたくても、会社側がその時間を作ってくれないと、行くことができません。勉強したくても場所が分からないではなくて、疲れ切っていて、時間がないのです。

○転入手続きに配布する資料の中に、1枚で良いからチラシを入れるなど、会社側へ何かアプローチができればと思います。

(委員)

○防災放送の多言語化について、ホームページを見てほしいとの回答でした。しかし、災害時は時間との勝負です。電車のアナウンスのように、日本語のあと、1か国語で良いから外国語が流れるなどしてほしいです。

(委員)

○病院では、「コードレッド」や「コードブルー」といった単語を決めて、あらかじめどのような対応を取るか、決めているそうです。緊急のときは、そういった言葉があると良いかもしれません。

(委員)

○沖縄では米軍が、台風が来たときに「コンディショングリーン」と発すると、学

校が休校になりました。

(委員)

○今の提案を踏まえて、これは非常に重要だというような意見が多数出ましたので、具体化を早急に進めてほしいと思います

～5分間休憩～

(事務局)

○資料2について、点検・評価報告書案の体裁や掲載内容について説明し、意見等を求めた。

(委員)

○今回の会議で出た意見も入るということで良いでしょうか。

(事務局)

○報告書の編集に関し、今後の流れを事務局より説明。

- ①委員による報告書(案)の確認
- ②各課への再照会
- ③報告書の編集
- ④委員による報告書の確認

(委員)

○7ページに記載のDV相談で連携した部署・機関数について、209か所とありますが、主にどのようなところと連携しているのか、記載することはできるでしょうか。

(事務局)

○開示できるかどうかも含めて、担当課へ確認いたします。

(委員)

○10ページに記載の「非行・被害防止街頭啓発キャンペーン」は、23ページの「社会を明るくする運動」と同じことを言っているのだから、統一してもらった方が良いのかなと思います。

○市長が先頭に立って実施しているので、ぜひ検討をお願いしたいと思います。

(委員)

○10ページに記載の子どもの貧困対策について、「ひとり親家庭への経済的支援や、ひとり親支援団体の開催事業への支援」とありますが、具体的にはどのようなことを行っているのでしょうか。

○経済的支援を行うというだけでは、あまりに抽象的に思いますので、具体的な記載をお願いしたいと思います。

(委員)

○民生委員の関係で、社会福祉協議会とも連携して、物品を配布することもあります。それも、支援の1つに入っているのではないのでしょうか。

○ただ、すごく問題になっていることは、申込順のため、同じ人ばかりがもらっているのではないか、ということです。本当に支援が欲しい人のところに、行き届いていないのではないか。その辺りのやり方が、またとても難しいです。

(委員)

○18ページの「ガイドヘルパー」について、回答では押印がいらなくなっていますが、事業所ごとに対応が違うということでしょうか。

(委員)

○私もガイドヘルパーを利用することがありますが、事業所で最後に判子を押しています。

(委員)

○やらなくても良いということが、徹底されてないということでしょうか。

○回答には、「所管課へご相談ください」とありますが、直接聞いてしまってもよいですか。

(事務局)

○所管課もそのように言っていましたので、ご相談いただいて大丈夫だと思います。

(委員)

○他のところは、よろしいでしょうか。

○先ほど案内がありましたとおり、気づいたことがありましたら、事務局へご連絡ください。

○事務局から、その他追加の説明はないでしょうか。

(事務局)

○はい、大丈夫です。

(委員)

○では、議題の1は以上でよろしいでしょうか。

○次に、議題の2はその他とあります。事務局の方から、何かございますでしょうか。

(事務局)

○特にございません。

(委員)

○委員の皆さんから、何か情報提供やこの場で伝えておきたいということがありましたら、発言をお願いします。

- 外国人と多言語防災放送について、委員により意見交換を行った。
- 委員より、平和のつどい等のイベントが開催されたことの情報提供があった。

(委員)

- 他によろしいでしょうか。
- これで本日の議事は全て終了ということにいたします。今年度は、この委員会はこれで終わりということになります。ありがとうございました。
- 進行を事務局にお返しいたします。

3 閉会

○市民生活部長挨拶

○副委員長挨拶

以上